法規別表十三(十)「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　様式第一の記載要領第五号の改正規定及び様式第二の記載要領第五号の改正規定　平成三十二年四月一日

二　第二条第十四号の次に一号を加える改正規定、同条第三十六号への改正規定、同条第九十五号の改正規定、同条第九十六号ロの改正規定（「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改める部分に限る。）、同条第九十七号ロの改正規定、同条第九十八号の改正規定、同条第九十九号ロの改正規定、同条第百一号ロの改正規定、同条第百二号ロの改正規定、同条第百三号の改正規定（「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改める部分に限る。）、同条第百四号の改正規定、同条第百五号ロの改正規定、同条第百六号ロの改正規定、同条第百七号の改正規定（「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改める部分に限る。）、同号を同条第百一号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百七号を同条第百一号とする部分を除く。）、同条第百二十九号への改正規定、様式第一の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

三　様式第一の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定並びに様式第二の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第二条第十五号及び第百二号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の

第42条の5第1項第1号（償却費）
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第1号）
第42条の5第1項第2号（償却費）
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第2号）
第42条の5第1項第3号（償却費）
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第3号）

表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項中

00615	特別償却限度額の欄の金額
00616	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
00617	特別償却限度額の欄の金額
00618	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
00619	特別償却限度額の欄の金額
00620	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

とあるのは

所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の5第1項各号（償却費）	00615
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）	00616